

令和3年度（2021年度）
第2回国民健康保険運営協議会議案

令和4年（2022年）1月25日提出

豊健
保保保健
康
険険康
中医
給資収政
療
付格納策
市部課課課課

議案第1号

保険料の賦課限度額の変更について

豊中市長からの諮問に基づき、豊中市国民健康保険条例(昭和35年豊中市条例第2号)第11条の5及び第11条の5の10を改正することについて審議する。

(1) 基礎賦課限度額	650,000円 (2万円引上げ)
(2) 後期高齢者支援金等賦課限度額	200,000円 (1万円引上げ)

議案第2号

令和4年度(2022年度)分の国民健康保険料の料率の特例について

豊中市長からの諮問に基づき、豊中市国民健康保険条例(昭和35年豊中市条例第2号)第11条第1項、第11条の5の5第1項及び第11条の9第1項の規定にかかわらず、下記のとおり令和4年度(2022年度)分の国民健康保険料の料率の特例を設定することについて審議する。

(1) 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の8.49
被保険者均等割	30,304円
世帯別平等割	29,281円
世帯別平等割(特定世帯)	14,641円
世帯別平等割(特定継続世帯)	21,961円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.50
被保険者均等割	9,046円
世帯別平等割	8,396円
世帯別平等割(特定世帯)	4,198円
世帯別平等割(特定継続世帯)	6,297円

(3) 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.34
被保険者均等割	16,996円

議案第3号

第2期豊中市国民健康保険 広域化への対応実施計画の一部 変更について

豊中市長からの諮問に基づき、第2期豊中市国民健康保険 広域化への対応実施計画の一部を下記のとおり改正することについて審議する。

(IV―3 市独自の保険料軽減・減免、一部負担金減免の見直しについて)

市独自減免のうち、障害者のおられる世帯や母子・父子世帯などを対象とした特別減額については、「令和4年度(2022年度)より激変緩和措置期間終了まで」を「令和5年度(2023年度)より激変緩和措置期間終了まで」に改め、その減額割合については、「令和4年度2割→令和5年度1割→令和6年度廃止」を「令和5年度1.5割→令和6年度廃止」に改める。